

(別表 2) 対象品目

	品目	特記事項
1	マスク	・ 医療用マスクや家庭用マスクなどを問わず、ウイルス感染対策の用途がある物を補助対象とします。
2	ガウン ウイルス感染防護服 保護帽	・ 医療用、家庭用など問わず、ウイルス感染対策の用途がある物を補助対象とします。
3	ゴーグル フェイスシールド 保護めがね	・ 目を保護できるものであれば、医療用でない保護めがね等も代替品として補助対象とします。
4	手袋	・ ゴム、ビニール、ポリエチレンなど水を通さない素材の物を補助対象とします。
5	消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム（溶液） 次亜塩素酸水	・ 手指にすり込む又は器具等を清拭する物を補助対象とします。
6	体温計	・ 非接触型についても補助対象とします。
7	その他	・ 感染予防や拡大防止の観点で、補助対象として適切な物に限ります。なお、1～6に該当しない場合は、購入前に事前説明をお願いした上で、担当課で適切であると判断した物に限らせていただきます。